### 税法実務コース「国際税務入門」 学習スケジュール

回 数	学	習 テ ー マ	内容
第 1 回	テーマ 1	国際税務の概要	国際税務とはどのようなものであ
			り、どのような制度があるのかについ
			て概要を解説します。
		移転価格税制	国外関連者との間の取引価格が独
	テーマ2		立企業間価格で行われていない場合
			に、独立企業間価格で取引を行ったも
			のとして課税する制度です。取引価格
			を操作することによる所得の海外移
			転を防止するための税制です。
	テーマ3	過少資本税制	過少資本となっている場合に、国外
			支配株主等に対する支払利子の一部
			を損金不算入とする制度です。支払利
			子が損金算入されることによる所得
			の海外移転を防止する税制です。
	テーマ 4	過大支払利子税制	関連者への支払利子のうち調整所
			得金額の50%を超える金額を損金不
			算入とする制度です。支払利子が損金
			算入されることによる所得の海外移
第2回			転を防止する税制です。
	テーマ 5	タックス・ヘイブン税制	外国関係会社のうち一定の要件に
			該当する場合について、その外国関係
			会社の所得の全部又は一部を親会社
			で合算課税する税制です。
第3回	テーマ 6	外国税額控除	国外源泉所得に対しては、外国法人
			税と我が国の法人税が二重に課税さ
			れることとなるため、外国法人税を法
			人税の額から控除する税額控除制度
			です。
	テーマフ	外国子会社配当益金不算入	外国子会社からの受取配当金につ
			いては、その95%を益金不算入とする
			制度です。

<sup>※</sup> 講義内容については変更になる場合があります。予めご了承ください。

■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、平成30年4月1日確定法令 等に基づき 作成しております。

## 税法実務コース

## 「国際税務入門」

### CONTENTS

<u>テーマ 1</u>	国際税務の概要	2
-	国際税務とはどのようなものか	
<u>テーマ 2</u>	移転価格税制	8
	国外関連者に低額譲渡等をした場合に適用される	
	○□ 시, <i>〉</i> ♡ 그 T⊻ 쓰네	0.0
<u>ナーマ3</u>	過少資本税制	26
	過少資本の場合に支払利子のうちー定額が損金不算入となる	
= 74	ᇃᆂᆉᆁᄀᅑᄱ	38
7-44	過大支払利子税制	აი
	l関連者に対する支払利子のうち一定額が損金不算入となる	
<u>テーマ 5</u>	タックス・ヘイブン税制	54
	外国関係会社の所得を親会社で合算課税する	
<u>テーマ 6</u>	外国税額控除	84
	2重課税の排除のために外国税額を法人税額から控除する	
		100
<u>ナーマ7</u>	外国子会社配当益金不算入	108
	外国子会社からの受取配当金の95%が益金不算入となる	

# 1

### 国際税務の概要

国際税務とはどのようなものか

### ■1 国際税務とは

企業活動のグローバル化の進展により、企業の活動が国際的に行われるようになってきています。それに伴って、企業の獲得する所得に関して、各国による課税権の問題が生じてきています。つまり、どの国が税金を課することができるのか、ということが問題となっています。

国境を越えて活動をする多国籍企業では、ひとつの所得に対して複数の国が重複して課税を行う可能性が生じてきます。つまり二重課税の問題です。一方で、法人税の負担がない国に子会社を設立して所得を留保し、親会社でも課税が生じない場合には課税の空白が生じることも考えられます。

このような多国籍企業に対応するには、1国だけでの対応では不可能であり、各国が協調して対応していく必要があります。近年、こういった点がG20とOECD加盟国によるBEPSプロジェクトで議論がなされ、報告書が作成されています。

これに対応して、我が国においても国際課税の整備が行われてきています。国境 を越えて経済活動をする企業が増加する中、国際税務はその重要性が高まっている といえます。

国際税務は、国境を越える経済活動に対する課税のことをいい、(1)国家間の課税権の適正配分、(2)国際的な二重課税の排除、を目的とした具体的な取扱いが置かれています。



#### ■ 2 国際税務に係る税制

国境を越えて活動を行う企業に対応した我が国の税制としては、下記のような制度 があります。

- (1) 移転価格税制(措置法66の4)
- (2) 過少資本税制(措置法66の5)
- (3) 過大支払利子税制(措置法66の5の2)
- (4) タックス・ヘイブン税制 (措置法 66 の 6)
- (5) 外国税額控除(法人税法 69)
- (6) 外国子会社配当益金不算入(法人税法 23 の 2)

#### (国家間の課税権の適正配分に関する税制)

#### (1) 移転価格税制 (措置法 66 の 4)

海外の親会社や子会社(国外関連者)との間での取引をする場合に、その取引価格を操作することによって所得を海外に移転することが可能です。そこで、国外関連者との間で低額譲渡や高価買入が行われた場合には、適正な取引価格(独立企業間価格)で取引をしたものとみなして所得を計算することとされています。この税制を「移転価格税制」といいます。



独立企業間価格で取引が行われたものとして所得を計算する